

## 適合義務の対象となる特別特定建築物

特別特定建築物	床面積の合計
学校	すべての規模
病院または診療所(患者の収容施設を有するものに限る)	
集会場(1の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。)または公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館または図書館	
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または	
待合いの用に供するもの	
公衆便所	
診療所(患者の収容施設を有しないものに限る)	200㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	500㎡以上
自動車の停留または駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	
劇場、観覧場、映画館または演芸場	1,000㎡以上
集会場(すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。)	
展示場	
ホテルまたは旅館	
共同住宅	
体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設または遊技場	
公衆浴場	
料理店	
公共用歩廊	2000㎡以上
複合建築物	

## 適合義務について

対象となる特別特定建築物を建築(新築、増築、改築)または用途変更する場合、出入口、廊下等や傾斜路などの建築物特定施設について、バリアフリー化(建築物移動等円滑化基準に適合)し、建築確認申請の際に審査を受けなければなりません。(バリアフリー法第14条)